

KNC NETWORK NEWS

2015年1月24日 発行

気になる記事:株高で資産効果・消費者心理底打ち感・高額商品に客足戻る
株高による資産効果が背景にあるが消費全体は足踏みが続く。本格的な回復には賃上げなどによる世帯収入の増加が必要となりそうだ。

 (有)北野財經システム
北野会計事務所
大阪市淀川区西中島7-1-26
オリエンタル新大阪ビル707号
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851
http://www.kngroup.jp

経営一言:新しいことに挑戦する。それが新たな夢になった。

(コメディアン・萩本 欽一氏)

ー 所長コメント: 夢は、面白く楽しくありたい。夢を持つと人間が変わる。日常生活が変わる。見えないものが見えてくる。夢が夢を呼んでくる。運がついてくる。ー

医療費控除 《税務》

1月から相続税も所得税も最高税率が引き上げられ、本格的な増税時代になりました。であれば、少しでも負担軽減できる策はないかと考えるのが人情というものです。まずこの時期に思いつきますのは医療費控除です。これは1年間にかかった総医療費から保険金など補てんされる金額を引き、10万円を超えた分が所得から控除される制度です。自分にかかった分以外にも生計を一にする親族の分も合算できるため、家族にかかった医療費の総額を改めて見直してみましよう。申告時には領収書が必要となりますが、領収書をかきあつめて計算してみると10万円に届く額に達することもありますでしょう。医療機関への公共機関を利用した交通費のほか、付添人の交通費も控除の対象になる場合があるのでしっかり確認したいところです。なお、病状によっては治療が年をまたぐこともあります。来年に先延ばしにしていた治療があれば年内中に“駆け込み治療”によって10万円に届かせることも検討できます。また、歯科治療では「インプラント」を検討している人もいますでしょう。審美や美容目的でない場合は、インプラントも医療費控除対象になります。総じて高額であるため、忘れずにカウントしないともったいないです。

インプラントは自由診療で高額のため、現金で一括払いよりローンを利用することも多いです。その場合は、ローン会社が医療機関に医療費の立て替え払いをした日(歯科ローン契約日)が医療費を払った日となるため、来年の確定申告で医療費控除が適用されるためには年内中に支払を済ませておく必要があります。

納税猶予の対象となる土地とは 《相続》

経営を引き継ぐ農業者が農地を相続した場合、一定の要件を満たせば農地価格のうち農業投資価格(財産評価基準)を超える部分に対応する相続税の納税が猶予されます。これは、農業の継続を目指した制度で、農業経営の安定化を目的としています。この制度を使う際に注意すべき点が、猶予を希望する土地が本当に「農地」なのか、ということです。農地もさまざまな用途で使われることがあり、それによって納税猶予を適用できるか否かも異なってきます。登記上の地目が「畑」になっていても、利用状況によっては猶予が認められない場合もあるからです。

納税猶予の対象となる農地は現に耕作中の土地以外に、本来の用途とは多少異なっても耕作しようとするばすぐに耕作できる状態にある土地も含まれます。例えば、相続開始当時、水田に水を張って一時的に稚魚を飼育している場合は、すぐに作物を栽培できる状態にあるので納税猶予の対象とすることができます。ただし、土地を通常の水田として利用する上で必要な程度を超える場合、例えば土地を掘削して養魚池にするといったケースは農地に該当しないことになり、納税猶予の対象とはなりません。

個人向け国債キャンペーンでもらった現金やギフトカードの税務上の取り扱い 《税務》

個人向け国債は、証券会社や銀行などで販売されていますが、なかには購入した人に対して現金やギフトカードをプレゼントする所もあるようです。

具体的には、一定期間中に国債を新規資金で一定額以上購入すると、購入金額に応じて一定のキャッシュバックまたはギフトカードがもらえるというものです。

ところで、この現金などの取り扱いですが、所得税法では、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得および譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものは、一時所得としており、一定の要件に該当する所得とは、営利を目的とする継続的行為から生ずる所得以外の一時の所得で、労務その他役務又は資産の譲渡の対価たる性質を有しない所得をいうとしています。

上記の現金やギフトカードは一時所得に該当しそうですが、現金などの交付が国債の購入という行為に密接に関連してなされていると認められ、対価たる性質を有していることになり、一時所得には該当せず、雑所得として扱われます。

仕事の能率的時間帯 《経営》

朝の仕事は一般に何から始めることが能率的でしょうか。おそらく、特に経営者や管理者は優先的に着手すべき仕事の理想像と現実との違いに悩んでいるのではないのでしょうか。

心掛けとしては、始業時間になったらその日重要な仕事と優先的に取り組み、雑務的な仕事は後回しにしたいでしょう。人は普通午前中(特に10時頃)の活力が強いと言われますので、始業から2時間位が勝負となります。ところが、現実には朝の仕事は前日の残務処理や関係者との連絡、調整にかなりの時間を費やすこととなります。日によっては、午前中全部がつぶれることもあります。午後、重要な仕事に取り掛かっても疲労感や眠気が出て活気がなく、午後3時頃は人が一番疲労を感じる時間帯となります。

仕事を能率的に遂行する手段としては、朝一番で最も重要な仕事に取り掛かり、雑務的な仕事は休憩時間や隙間等で処理したいものです。難しい仕事の合間に雑務をしたり、頭を使う仕事の合間に身体を使う仕事をしたりしてリズムを持たせます。重要な仕事の着手が昼下がりになるような習性は改めるべきです。尚、始業とともに重要な仕事に着手する習性は、職場ぐるみで実行すれば容易に実現できるでしょう(例えば、始業直後や午前中に無闇に会議や打合せ会等を入れない)。